

確定申告が間違っていたときは？

所得税と住民税の申告は三月十六日で終了いたしました。ところで、納税者の方で、確定申告で計算違いなど、誤って申告したり、申告書の提出を忘れていた人は、いまいませんか。

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気が付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に直すことができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内です。逆に、申告した税額を少なく申告していたことに気が付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に直してください。

また、確定申告をしなればならないのに申告書の提出を忘れていた人は、直ちに確定申告をしてください。

期限を過ぎてからの申告を「期限後申告」といって税務署から決定を受けるまでは、いつでもできます。

なお、税務署の調査を受ける前に、自主的に期限後申告をしたときは、無申告加算税は軽減されますので、なるべく早く申告してください。

修正申告、更正請求、期限後申告の用紙は税務署に用意してあります。詳しくは税務署へ。

国民年金の保険料は、有利で便利な前納制度を

国民年金の保険料は、加入者の皆さんが役場の窓口か金融機関、または町内の納付組織で毎月納めていただくこととなっておりますが、加入者の便宜を図る意味で保険料を一年間前払いする前納制度があります。

保険料を前納する場合、年五分五厘の割引があり、そのうえ毎月納める手数ははぶけて便利です。前納される人は役場町民生活課福祉係へ申し出てくださ

国民年金保険料月額
が昭和六十二年四月より七千円から七千四百円になります。

納付区分	毎月納付の場合 (A)	前納の場合 (B)	割引額 (A-B)
保険料種別			
定額保険料	7,400円×12月 =88,800円	86,660円	2,140円
付加保険料	400円×12月 =4,800円	4,680円	120円

昭和六十一年度の保険料は納めましたか。六十二年(六十二年四月分から六十二年三月まで)の保険料は四月中であれば役場から送付されている納付書によって役場の窓口や金融機関で納めることができます。

この期間を過ぎますと、社会保険事務所に直接出向いて納付するか、または社会保険事務所が新たに発行する納付書によって納めなければならなりません。保険料を納めないままにしておきますと、万一、事故にあつたときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなることもあります。もう一度よく確かめ、未納があれば必ず月末までに納めましょう。

61年度の国民年金保険料は納めましたか



健康相談
母子手帳
発行日の
お知らせ

妊娠及び乳幼児、その他健康についてお悩みの方を対象に健康相談を行っております。

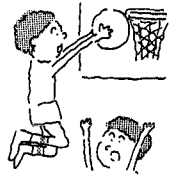
日時 四月六日(月)・十三日(月)・二十日(月)・二十七日(月)
午前9時～午後4時

会場 役場保健センター
※毎月、月曜日は健康相談日とともに妊婦届受付、母子手帳発行の日です。母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、かならずご本人がおいで下さい。
(印章をご持参下さい。)

停電のお知らせ

四月二十二日(水)
午前8時30分～12時
(区域) うてこき一・二の一部
大川前五・六の一部
四月二十三日(木)
午前8時30分～12時
(区域) 矢代田三・四・五・七・八・九・十の一部

心配ごと相談

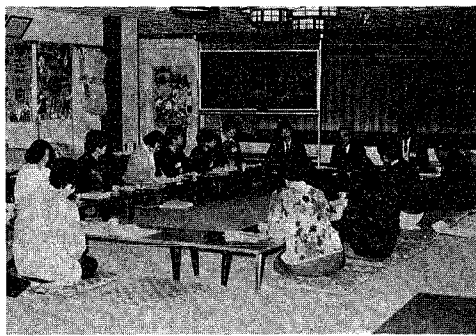


心配ごとのある方、お気軽においでください。適切なアドバイスをいたします。

場所 老人福祉センター
時間 午前10時～午後3時
(秘密厳守、無料)

月日・相談員氏名
七日(火) 長谷川淑、豊森キイ
十四日(火) 白井ミサヲ、成田ノリ
二十一日(火) 保科正子、高橋千代子
二十八日(火) 間野エリ子、小柳ミイ

「痴呆性老人介護者のつとどい」が開催されました



開催されました

当日は八家族十名が出席されました。主な内容は、呆け症状と接し方についての話し合い、福祉制度の紹介、看護用品の展示等で、「みんな同じ悩みを持っている」「話を聞いてもらい気分が楽になった」「もっとこういう会を開いてほしい」等の感想が出されました。

尚、当日は、家族

一度重子と言われる程に年をとってしまった私。看取ってくれる家族の苦勞が全くわからないのではないのです。

感謝の気持ちの表わし方を忘れてしまったのです。こんな老い方をするつもりはなかったのです。とっても迷惑をかけると思いますが、見すすによろしくおねがいします。

新津保健所 テレフォンサービス

—お母さん—
聞いてみませんか—

健康相談の増加に対応して、病気の予防や健康に関する情報を時間外に録音テープをセットした電話により提供します。

時間
月・金 午後五時十五分～翌朝八時三十分
土・日 土曜午後0時30分～月曜8時30分
電話番号 二二一五二七五

無料法律相談

相談日 四月十七日(金)
午前9時30分～12時まで
会場 役場保健センター
保健指導室(二階)

相談員 古川兵衛弁護士
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(三八一三一)一番内線四二番)でお願ひします。
申し込み人数により、時間を変更することがあります。

労働保険料の申告、納付を忘れずに

昭和六十二年度の労働保険料(労災保険、雇用保険)の申告、納付の期間は、四月一日より五月十五日までです。事業主の方は忘れないうち早めに手続きを行ってください。

また、労働保険事務組合に事務を委託している事業主の方は事務組合の指定する日までに手続きをしてください。詳しいことは新津労働基準監督署へ

交通事故移動相談所開設のお知らせ



昭和六十二年度の交通事故移動相談所を次により開設しますので、交通事故について、ご相談のある方は、気軽にご利用ください。

開設場所、及び日程
○白根市役所市民相談室
四月より毎月第二水曜日
○新津市役所
四月より毎月第二金曜日、ただし、八月は第四金曜日
開設時間
午前十時より午後三時まで

人口の高齢化に伴い、痴呆性老人の問題が大きな社会問題となりつつあります。

小須戸町では、新津保健所・中浦社会福祉事務所との共催で、去る三月十九日に老人福祉センターにおいて、痴呆性老人をかかえる家族のつとどいを開催しました。

これは、介護する家族が「呆け」についての正しい知識と介護方法を学ぶことを目的とし、



集合デイケア事業の入浴サービスの様子

曜日	4月～6月の内容
月	丈夫で長生き—健康チェック、やっていますか?
火	老化をはなかせよう—年令にあわせた運動を!!—
水	かしこい子供に育てるために—お母さんのことばかけ、大切ですよ—
木	夜泣き、そんな心に心配しないで!!
金	夜中のおっぱい、赤ちゃんにあわせて!!
土・日	お母さん、おっぱいは簡単にあきらめないで